

(別紙)

寄付金に対する所得税等の減免税措置について

[個人の場合]

「産業医科大学開学 40 周年記念事業寄付申込書」にご記入下さい。
日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)あての「寄付申込書」(様式 1-1)は、使用できません。

本学へのご寄付は、「特定公益増進訪印」への特定寄付金として、税法上の優遇措置が講じられ、所得控除の対象となります。

控除額は、各年に支出した寄付金の合計が5千円を超えて場合において、寄付金の合計額から5千円を差し引いた金額です。

なお、控除額を算定する際、寄付金の合計額には上限が設けられており、その年の総所得金額等の30%相当額までしか認められません。

所得控除を受けるためには、ご寄付された翌年の確定申告期間に、次の書類を添えて、所轄税務署にて所得税の還付請求を行っていただくことが必要です。

①「払込金受領書」・・・寄付金振込時に郵便局又は銀行から返戻されます。

(※大切に保管して下さい。)

②「特定公益増進法人であることの証明書」(写)・・・入金確認後、本学発行の「寄付金受領書」と一緒に、本学からお送りさせていただきます。

なお、確定申告の際には、上記以外の関係書類(源泉徴収票等)が必要となります。詳細は所轄税務署にお問い合わせください。

〈還付額の目安〉

寄付控除額による還付額の目安は、寄付金から5千円を差し引いた金額に、ご自分の課税所得金額に応じて適用される次の税率を掛けた金額です。

課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
1,000円～3,299,000円	10%	900万円～17,999,000円	30%
330万円～8,999,000円	20%	1,800万円	37%

〈計算例〉

課税所得金額が650万円の方が10万円の寄付をされた場合の還付額

$(100,000円 - 5,000円) \times 20\% = 19,000円$

※上記は目安ですので、ご参考としてお取り扱い下さい。

[法人の場合]

本学へのご寄付は、「受配者指定寄付金」又は「特定公益増進法人への特定寄付金」のいずれかを選択していただく必要があります。

なお、前者を選択された場合は、「産業医科大学開学 40 周年記念事業寄付申込書」と事業団あての「寄付申込書」(様式 1-1)の両方に、後者を選択された場合は、「産業医科大学開学 40 周年記念事業寄付申込書」のみにご記入下さい。

1 受配者指定寄付金

「受配者指定寄付金」とは、法人税法第 37 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、寄付した事業年度において寄付金の全額を損金に算入することが認められている制度のことです。

本制度のご利用に当たっては、事業団あての「寄付申込書」(様式 1-1)を本学に提出していただくことが必要です。

なお、損金算入手続きに必要な事業団発行の「寄付金受領書」は、本学を經由して寄付者にお送りいたします。

(注) 受領日及び損金算入について

寄付者からの寄付金は、本学でいったんお預かりした後、まとめて事業団に振り込むこととしておりますので、寄付金の支出日と事業団の受領日が異なることとなります。

なお、損金算入日は、事業団の銀行口座に入金された日となりますので、寄付金を支出した日の属する事業年度に損金処理をされる予定の場合は、諸手続きの関係上、少なくとも 1 ヶ月前までに、お払い込み下さいますようお願いいたします。

2 特定公益増進法人への特定寄付金

一般寄付金の損金算入限度額と同額の損金算入が別枠で認められます((注)をご参照下さい。)。以下の書類により、減免税の手続きができます。

①「払込金受領書」・・・寄付金振込時に郵便局又は銀行から返戻されます。

(※大切に保管して下さい。)

②「特定公益増進法人であることの証明書」(写)・・・入金確認後、本学発行の「寄付金受領書」を添えて、本学からお送りさせていただきます。

(注) 一般寄付金の損金算入限度額の計算方法は以下のとおりです。

① $\text{資本金額(期末資本金額+期末資本積立金額)} \times \text{事業年度月数} / 12 \times 2.5 / 1000$
＝資本基準額

② $\text{当期の所得金額} \times 2.5 / 100 = \text{所得基準額}$

③ $(\text{資本基準額} + \text{所得基準額}) \times 1 / 2 = \text{損金算入限度額}$

※損金算入限度額を超えた金額については、損金扱いが認められません。